

入札説明書の修正に係る新旧対照表

No	頁	1章	1節	1	(1)	ア	(ア)	a	(a)	項目等	変更前	変更後
1	16	5	2	9	(6)					入札書類審査及び提案に係る書類の受付期間、場所及び方法	(6) なお、入札を辞退する者は、様式集及び作成要領「様式3-1 入札辞退届」を、令和7年6月2日(月)までに、第5章第1節の担当窓口まで提出すること。提出方法は持参とする。 <u>また、以降の辞退は認めないものとする。</u>	(6) なお、入札を辞退する者は、様式集及び作成要領「様式3-1 入札辞退届」を、令和7年7月1日(火)午後5時までに、第5章第1節の担当窓口まで提出すること。提出方法は持参とする。
2	17	5	3	3						入札保証金	市契約規則による。ただし、納付が必要である者については <u>後日通知する。</u>	市契約規則第3条第2項第3号の規定により免除とする。
3	24	8	4							契約保証金	<u>設計施工一括請負契約書(案)第4条に基づくものとする。</u>	<u>設計施工一括請負契約約款(案)第4条第1項ただし書きの規定により免除とする。</u>
4	26	9								提出書類	・共同企業体協定書の写し(書式自由) ・ <u>納税証明書その3の3</u> (代表企業、構成員、証明日現在において、未納の税がないことを証明するもの。ただし、「未納がないこと」の証明書の書式発行ができない場合、直近年度分の納税証明書の提出で可。申請日において発行日から3月以内のもの。)	・共同企業体協定書の写し(様式2-9) ・ <u>一</u>

要求水準書、閲覧資料の修正に係る新旧対照表

No	本編	添付資料	閲覧資料	頁	第1章	第1節	1	(1)	項目等	変更前	変更後
1	目次		○						閲覧資料	一	閲覧資料7 事業予定地メッシュ図(CADデータ)

様式集及び作成要領の修正に係る新旧対照表

No	書類名	様式 番号	I	(1)	1)	①	項目等	変更前	変更後																														
1	入札参加資格審査		I				2. 入札参加資格審査に関する提出書類	項目:共同企業体協定書の写し 様式:なし NO.:ー 枚数制限:適宜 用紙サイズ:A4	項目:共同企業体協定書の写し 様式:指定 NO.:2ー9 枚数制限:3 用紙サイズ:A4																														
2	共同企業体協定書の写し	様式 2-9						ー	追加(様式集参照)																														
3	入札参加資格審査		I				2. 入札参加資格審査に関する提出書類	納税証明書その3の3 (代表企業、構成員、証明日現在において、未納の税がないことを証明するもの。ただし、「未納がないこと」の証明書の書式発行ができない場合、直近年度分の納税証明書の提出で可。申請日において発行日から3月以内のもの。)	ー																														
4	入札価格内訳書	様式 A-4						件名： 小樽市新総合体育館整備事業 (単位：円) <table><tr><th>区 分</th><th>実 額</th></tr><tr><td>入札金額（消費税等相当額を除く）</td><td>※2</td></tr><tr><td>設計業務及び建設・工事監理業務のサービス対価※1</td><td></td></tr><tr><td>1. 設計業務</td><td></td></tr><tr><td>2. 工事監理業務</td><td></td></tr><tr><td>3. 建設業務</td><td></td></tr><tr><td>4. 解体・撤去工事業務</td><td></td></tr><tr><td>5. その他費用</td><td></td></tr></table> ◆ 備考 1 提案の内容及び、事業期間中の総見積り額を記入すること。 2 各金額には消費税等相当額を含めないこと。 3 ※1には、総額を記入すること。 4 ※2に記載する額が、入札書(様式A-3)に記入する入札金額となり、価格評価点算定に用いる。	区 分	実 額	入札金額（消費税等相当額を除く）	※2	設計業務及び建設・工事監理業務のサービス対価※1		1. 設計業務		2. 工事監理業務		3. 建設業務		4. 解体・撤去工事業務		5. その他費用		件名： 小樽市新総合体育館整備事業 (単位：円) <table><tr><th>区 分</th><th>実 額</th></tr><tr><td>入札金額（消費税等相当額を除く）</td><td>※1</td></tr><tr><td>1. 設計業務</td><td></td></tr><tr><td>2. 工事監理業務</td><td></td></tr><tr><td>3. 建設業務</td><td></td></tr><tr><td>4. 解体・撤去工事業務</td><td></td></tr><tr><td>5. その他費用</td><td></td></tr></table> ◆ 備考 1 提案の内容及び、事業期間中の総見積り額を記入すること。 2 各金額には消費税等相当額を含めないこと。 3 ※1には、各業務の総額を記入すること。なお、この金額は入札書(様式A-3)に記入する入札金額となり、価格評価点算定に用いる額となります。	区 分	実 額	入札金額（消費税等相当額を除く）	※1	1. 設計業務		2. 工事監理業務		3. 建設業務		4. 解体・撤去工事業務		5. その他費用	
区 分	実 額																																						
入札金額（消費税等相当額を除く）	※2																																						
設計業務及び建設・工事監理業務のサービス対価※1																																							
1. 設計業務																																							
2. 工事監理業務																																							
3. 建設業務																																							
4. 解体・撤去工事業務																																							
5. その他費用																																							
区 分	実 額																																						
入札金額（消費税等相当額を除く）	※1																																						
1. 設計業務																																							
2. 工事監理業務																																							
3. 建設業務																																							
4. 解体・撤去工事業務																																							
5. その他費用																																							

落札者決定基準の修正に係る新旧対照表

No	頁	1章	1節	1	(1)	ア	(ア)	a	(a)	項目等	変更前	変更後
1	3			5						提案審査	本事業に対する入札参加者の入札価格が、本市の予定価格の制限の範囲内であることを確認する。なお、予定価格は、9,167,000千円(消費税等相当額を含む。)とし、 <u>入札価格</u> が予定価格を超える場合は失格とする。	本事業に対する入札参加者の入札価格が、本市の予定価格の制限の範囲内であることを確認する。なお、予定価格は、9,167,000千円(消費税等相当額を含む。)とし、 <u>入札価格に消費税及び地方消費税相当額を加算した金額</u> が予定価格を超える場合は失格とする。

設計施工一括請負契約書及び契約約款(案)の修正に係る新旧対照表

No	契約書	頁	章	節	条	1	(1)	項目等	変更前	変更後
1	設計施工一括請負契約書(案)					5		契約保証金	<u>免除</u>	<u>設計施工一括請負契約約款(案)第4条第1項ただし書きの規定により免除</u>
2	設計施工一括請負契約約款(案)	8	4	1	16	4		本施設の建設	建設事業者は、本施設等の工期中、自ら、構成員をして別紙4に規定する保険に加入することとし、保険料は、建設事業者、構成員が負担する。建設事業者は、 <u>各工事開始予定日(別紙2に記載)までに当該保険の証券又はこれに代わるもの</u> として市が認めたものを市に提示の上、写しを提出しなければならない。	建設事業者は、本施設等の工期中、自ら、構成員をして別紙4に規定する保険に加入することとし、保険料は、建設事業者、構成員が負担する。建設事業者は、 <u>各工事開始予定日までに当該保険の証券又はこれに代わるもの</u> として市が認めたものを市に提示の上、写しを提出しなければならない。
3	設計施工一括請負契約約款(案)	25	6	2	50		(1)	市の催告による解除権	(1) 第6条 <u>第4項</u> に規定する書類を提出せず、又は虚偽の記載をしてこれを提出したとき。	(1) 第6条第5項に規定する書類を提出せず、又は虚偽の記載をしてこれを提出したとき。